

### 第1回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)実施

第1回21世紀成年者縦断調査が11月7日(水)に実施されます。  
調査対象となる男女の結婚、出産就業などの実態および意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、子育てと仕事の両立支援など厚生労働行政施策の企画立案、実施などのための基礎資料を得ることを目的としています。

平成24年10月末時点で20〜29歳である全国の男女(およびその配偶者)を対象とします。対象者のご自宅に県知事発行の身分証明書を携帯した調査員が調査のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。  
詳細は、県健康増進課までお問い合わせください。

■問い合わせ  
県保健福祉部健康増進課  
TEL 028(623)3095

### 犬を正しく飼いましょう

10月は栃木県および各市町で正しい犬の飼い方強調月間運動を実施しています。

犬を飼う場合は、守らなければならぬことがあることを理解した上で飼うようにしてください。

法律などで定められている主な点は次のとおりです。必ず守るようお願いいたします。

### 「狂犬病予防法」

● 生後91日以上の犬を飼う場合は登録をし、鑑札をその犬に付けておかなければならない。

● 狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせ、注射済票をその犬に付けておかなければならない。

### これは違反です!

● もらった犬なので登録をしないで飼っている。  
● 室内で飼っているから狂犬病予防注射はしない。

### 「動物の保護及び管理に関する法律」

● 動物の所有者は、動物が人の生命、身体もしくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

### こんな場合は?

● 鳴き声がうるさいとご近所から苦情がきた。  
● 犬小屋付近が汚れていて、隣人から臭いの苦情がきた。  
↓ご近所から苦情がきたら、きちんと事情を聞いて、誠意をもって対応しましょう。この法律により人に迷惑をかける場合は改善するよう努める義務があります。

● しつけなどが必要で時間がかかることもありますが、何らかの改善策をとるようにしましょう。また、ご近所とのコミュニケーションを大事にして理解を求めましょう。  
● 次の行為を行った者は100万円

以下または50万円以下の罰金が科せられます。

● 愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者  
● 愛護動物に対し、みだりに給餌または給水をやめることにより衰弱させるなどの虐待を行った者  
● 愛護動物を遺棄した者

### こんな場合は?

● 子犬が産まれてしまっても飼いきれないから、拾ってくれる人がいると思いい、公園に子犬を置いてきた。  
↓愛護動物の遺棄で罰金の対象です。避妊手術を行うなど繁殖の制限に努めてください。

### 「栃木県動物の飼育及び保管に関する条例」

● 常に犬のけい留(さく、おり)その他の困いの中に收容し、または固定した物に鎖などでつないでおく(こと)をしておかなければならない。

● 犬を道路、公園その他公共の場所に連行する場合は、汚物処理用具を携帯し、汚物を処理すること。

### これは違反です!

● 散歩中、周囲に誰もいなかったのに犬を放した。

↓犬を放すことは大変危険です。人に危害を加えないとしても、田畑を荒らすことや、糞尿の被害なども考えられます。また、犬が事故にあっってしまったら、帰ってこなくなってしまうことも考えられます。

す。

特定の施設(犬専用のドッグランなど)以外では絶対に放す行為はやめてください。

● 散歩中に犬がフンをしたが、田んぼだったのでその場に埋めた。  
↓犬のフンをその場に埋める行為は土地の所有者にとって大変迷惑です。犬の散歩は必ずフンを持ち帰れる準備をして出かけてください。

このように、犬特定の法律などがあり、違反している場合は飼い主の責務が問われることとなります。  
ご近所からも愛される飼い犬になるように普段から心がけて飼うように努めてください。

### ■問い合わせ A1階

生活環境課市民生活係  
TEL (23)8706



土・日・祝日・夜間の漏水、水道工事に関する問い合わせは、「大田原管工事工業協同組合」

### ●大田原地区

TEL 090-7234-4462

### ●湯津上地区・黒羽地区

TEL 090-2157-1513